

戦没者等のご遺族の皆様へ 第11回 特別弔慰金について

【まだ請求をされていない方】

第11回特別弔慰金の請求期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となっております。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご来庁の際はマスクの着用などにご協力ください。

【請求がお済みの方】

皆様より請求いただいた第11回特別弔慰金の結果が届くまで、おおよそ1年半～2年ほどお時間をいただいております。
結果が届きましたら、順に受取のご案内をお送りしますので、もうしばらくお待ちください。

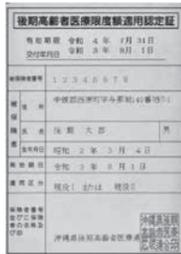
【お問い合わせ】 福祉保険課 社会福祉係 ☎098-911-9163

75歳以上の方 後期高齢者医療制度 被保険者の皆様 医療費が高額になる場合 ご確認ください

後期高齢者医療の被保険者で療養(入院・外来)を受ける場合には、限度額証(下記、①または②)を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払金額(自己負担額)が自己負担限度額までになります。

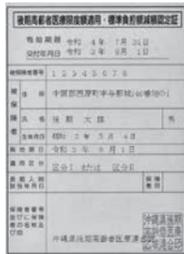
① 限度額適用認定証 (自己負担割合 3割の方)

所得区分	証の交付申請
区分Ⅲ (課税所得690万円以上)	不要
区分Ⅱ (課税所得380万円以上)	必要
区分Ⅰ (課税所得145万円以上)	



② 限度額適用・標準負担額減額認定証 (自己負担割合 1割の方)

所得区分	証の交付申請
一般(課税世帯)	不要
区分(低所得)Ⅱ (非課税世帯)	必要
区分(低所得)Ⅰ (非課税世帯)	



■申請手続きが必要となる方

- ① 今までに限度額証の申請を行ったことがなく、初めて申請される方
※交付を受けたことがある方で該当する一部の方には、被保険証と一緒に同封しております。
- ② 長期入院該当になる方(過去12か月以内の入院日数が91日以上)
1割証をお持ちで、②限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅱ)をすでに持っている場合でも、再度お手続きが必要です。

■申請時にご持参いただくもの

- ◎被保険者証(ピンク色) ◎窓口に来られる方の身分証明書 ◎印鑑(スタンプ印は不可)
- 【長期入院該当を申請の方】上記書類と併せて、◎限度額証(薄むらさき色) ◎入院日数がわかる書類

【お問い合わせ】 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

◆◆国民健康保険◆◆

限度額適用認定証の更新時期です

現在お持ちの「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、令和3年7月31日です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新手続きをお願いします。

更新手続きは、**8月2日(月)から!**



対象者	持ってくるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の方 ・70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方 及び住民税課税世帯のうち「現役並み所得者Ⅰ」、「現役並み所得者Ⅱ」に該当する方 	<ol style="list-style-type: none"> ①対象者の国民健康保険証 ②窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類(免許証等) ③世帯主と対象者のマイナンバーカード(顔写真入り)または、マイナンバー通知カード(コピー可)

◆世帯員に令和3年度町民税未申告者がいる場合は区分判定ができないため、必ず収入申告をお願いします。

【お問い合わせ】 福祉保険課 国民健康保険係 ☎098-911-9163

ダイヤル | 車 | 展示 | 会
8/21(土)・8/22(日)

夏の「ダイヤル」展示会に遊びに来てね!

西原自動車販売は
頭金は0円~OK!
お支払い回数は
分割120回までOK!
ボーナス払いナシもOK!



ウェイク
GターボレジャーエディションSA3
月々 **17,300円~OK!**

※表示価格は税込です。※写真はイメージです。
実際の車とグレードの違い場合がございます。

車検付きメンテナンス
(軽自動車)2年分
53,000円

※自賠責保険料・重量税・印紙代別
※追加整備費用は含まれません

タントカスタムX
月々 **16,700円~OK!**

用品10
プレゼント

サンエー西原シテイむかい 西原町小那覇269番地
西原自動車販売株式会社 ☎098-945-4737 新車販売・車検
一般整備・钣金

●●●●● 保育所及び幼稚園の保育料の切り替え ●●●●●

保育料は毎年9月が切り替え時期です。9月分以降の保育料については、令和3年度の町民税(所得割額)をもとに保育料の見直しを行います。9月分から保育料に**変更の生じる方のみ**8月中旬に通知を送付します。

4月~8月分 令和2年度の所得割額で算定 9月~3月分 令和3年度の所得割額で算定

- ※1 世帯内で令和2年中の収入につき未申告の方がいる場合、正しい保育料の算定ができないため、9月分以降の保育料は最高階層で仮算定されます。
- ※2 父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(生活保護基準額を下回る)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。
- ※3 満3歳児以上の児童については、見直しに伴い副食費が発生することがあります。

..... 寡婦(夫)控除のみなし適用の申請をお忘れなく!

① 寡婦(夫)控除のみなし適用とは?

婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める寡婦(夫)控除が適用されませんが、保育料の算出においては寡婦(夫)控除があるものとみなして負担の軽減を図ります。

② 対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、公立保育所および認可保育園の保育料が発生(2-2階層以上)している方。原則令和2年12月31日現在の状況で確認します。

【お問い合わせ】 子育て課 保育所係 ☎098-945-5311

はじめませんか?

楽しみながら高齢者の元気をサポート

介護予防サポーター養成講座
6期生募集!



【対象者】 ●町内在住の20歳以上で、健康や地域づくり活動に関心のある方

●介護予防教室や地域の体操教室などで、サポーターとしてボランティア活動ができる方(ただし要支援・要介護認定を受けている方は対象外となります)

【定員】 15名(先着順・定員に達し次第締め切ります) 【参加費】 無料

【講座日程】 9月10日(金)~10月15日(金)(全6回)

※週1回(毎週金曜日) 14時~16時

【講座内容】 運動や認知症予防等の介護予防と健康づくりに関する講話
ストレッチ、筋力トレーニング等運動の実技演習

【開催場所】 西原町いいあんべー家 【募集期間】 8月2日(月)~8月27日(金)

【申し込み】 所定の申込用紙に記入の上、健康支援課へ提出してください。

※申込用紙は健康支援課にあります。町ホームページからもダウンロードできます

養成講座を終了後はサポーターとして登録し、介護予防教室や地域の体操グループで活動していきます。

1期生~5期生も現在活躍しています。

【お問い合わせ】 健康支援課 介護支援係 ☎098-945-4791

令和3年度 ファミリーサポートセンター 第10回子育てサポーター養成講座 地域でつながる子育て支援の輪にあなたも加わってみませんか?

《ねらい》子育てのお手伝いをしたい方が、サポート活動が出来る様に育成する事

日 程: 令和3年8月25日(水)・26日(木)・28日(土)・9月1日(水)・2日(木)の5日間

時 間: 9時~17時(昼食時間含) ※8月28日(土)は9時~13時 ※若干の変更有

会 場: 与那原町コミュニティーセンター ※8月28日(土)のみ東部消防組合本部

内 容: 保育の心・子どもの心の発達・子どもの遊び/世話・子どもの身体の発育と病気・小児看護の基礎知識・栄養と食生活(実習)・子どもの安全など

定 員: 10名(定員に達し次第締め切り) 受講料: 無料(テキスト代込み)

対 象: 心身共に健康で全日程受講できる方 ※新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、延期になる場合もございます。

●ファミリーサポートセンターとは

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いがしたい人」が会員となり、地域で行う相互援助活動を組織化したものです。育児支援のために子どもの一時預かりや保育施設への送迎、病児・病後児の預かりなど...地域の方々の力を借りて、子育てママ・パパを有償ボランティアで応援します。◎子育ての合間でサポートしてみたい ◎仕事が入っていない日にサポート出来るかも... ◎定年退職して時間に余裕ができた ◎自分も助けて貰ったおかげをしたい... などなど、子育てサポートに興味のある方々

「ちょこっとボランティア」してみませんか?

【お問い合わせ】 与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎098-988-1914